第八条第二項	を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と
第九条第二項	同条第一項第十四号から第十七号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して
第十二条第二項	報告書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して
第十五条第二項	申請書を、共同して臨床研修を行う基幹型臨床研修病院の開設者を経由して

	を除く。）」と
同条第一項第十四号から第十七号までに掲げる事項を	
報告書を	
申請書を	

（国の開設する臨床研修病院の特例）

第二十条　国の開設する臨床研修病院については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	開設者	次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない
	所管大臣	第二号から第十八号までに掲げる事項を記載した書面をもって都道府県知事に申し出るものとする
（略）		
第五条	（略）	「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）」と、「都道府県知事」とあるのは「、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して都道府県知事」と
		「開設者」とあるのは「所管大臣」と、「次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない」とあるのは「次に掲げる事項（第一号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）を記載した書面をもって、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の所管大臣を経由して都道府県知事に申し出るものとする」と
（略）		

（国の開設する臨床研修病院の特例）

第二十条　国の開設する臨床研修病院については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	開設者	次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない
	所管大臣	第二号から第十八号までに掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする
（略）		
第五条	（略）	「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項（第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を経由して厚生労働大臣」と
		「開設者」とあるのは「所管大臣」と、「次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない」とあるのは「次に掲げる事項（第一号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）を記載した書面をもって、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の所管大臣を経由して厚生労働大臣に申し出るものとする」と
（略）		